

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
34 1111	予防医師居宅療養 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費( ) ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	1回につき	
34 1113	予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位		483
34 1115	予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	442 単位		442
34 1112	予防医師居宅療養 1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 ( ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	294 単位		294
34 1114	予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	284 単位		284
34 1116	予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位		260
34 2111	予防歯科医師居宅療養	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	507		
34 2112	予防歯科医師居宅療養		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483		
34 2113	予防歯科医師居宅療養		(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位	442		
34 1221	予防薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	558 単位	558	
34 1222	予防薬剤師居宅療養 1・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	658	
34 1251	予防薬剤師居宅療養 2				特別な薬剤の場合 + 100 単位	514	
34 1252	予防薬剤師居宅療養 2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	378	
34 1271	予防薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478	
34 1272	予防薬剤師居宅療養 3・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	478	
34 1223	予防薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬剤師の場合		(一)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	507
34 1224	予防薬剤師居宅療養 1・特薬			がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	特別な薬剤の場合 + 100 単位	607	
34 1255	予防薬剤師居宅療養 2				特別な薬剤の場合 + 100 単位	507	
34 1256	予防薬剤師居宅療養 2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	607	
34 1225	予防薬剤師居宅療養 3			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	376	
34 1226	予防薬剤師居宅療養 3・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	476	
34 1253	予防薬剤師居宅療養 4				特別な薬剤の場合 + 100 単位	376	
34 1254	予防薬剤師居宅療養 4・特薬			(三)(一)及び(二)以外の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	476	
34 1273	予防薬剤師居宅療養 5				特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	
34 1274	予防薬剤師居宅療養 5・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	444	
34 1275	予防薬剤師居宅療養 6			(三)(一)及び(二)以外の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	
34 1276	予防薬剤師居宅療養 6・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	444	
34 1131	予防管理栄養士居宅療養		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	537 単位	537	
34 1132	予防管理栄養士居宅療養			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483	
34 1133	予防管理栄養士居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位	442	
34 1241	予防歯科衛生士等居宅療養		ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	355 単位	355	
34 1242	予防歯科衛生士等居宅療養			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	323 単位	323	
34 1243	予防歯科衛生士等居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位	295	
34 1261	予防看護職員居宅療養	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	402 単位	402		
34 1262	予防看護職員居宅療養 ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	362		
34 1263	予防看護職員居宅療養		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	362 単位	362		
34 1264	予防看護職員居宅療養 ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	326		
34 8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算				
34 8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算				
34 8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算				

へ(1)、(2)については、平成30年9月30日まで算定できる。